



2022年4月8日

各位

会社名 大東港運株式会社
代表者名 代表取締役社長 曾根好貞
(スタンダード・コード9367)
問合せ先 取締役副社長 荻野哲司
電話番号 03-5476-9701

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行すること、および本年6月24日開催予定の当社第73回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に監査等委員会への移行に必要な所要の変更等を内容とする「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定等を新設するものがあります。

② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

以上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	定款変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第2条～第8条 (条文省略)	第2条～第8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって選定し、公告する。
(株式取扱規定) 第10条 株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。	(株式取扱規定) 第10条 株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規定による。
第11条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結決算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、20名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、12名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(新設)	
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

現行定款	定款変更案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役、取締役会長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(重要な業務執行の委任) 第27条 当社は、会社法399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役会の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役会の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第33条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(補欠監査役)</p> <p>第36条 <u>法令または定款の監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議は第34条の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第37条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集権者)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第36条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(監査役会規定)</p> <p>第41条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>の定める<u>監査役会規定</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規定)</p> <p>第39条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>の定める<u>監査等委員会規定</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役</u>（<u>監査役であったものを含む。</u>）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第44条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第48条 (条文省略)</p>	<p>第44条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第49条～第52条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第45条～第49条 (現行どおり)</p>
	<p>附則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役責任免除等の経過措置)</p> <p>第1条 2022年6月開催の第73回定時株主総会終結前の<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</p> <p>2. 2022年6月開催の第73回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</p> <p>(電子提供措置等の経過措置)</p> <p>第2条 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本第2条の附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>